

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法改正により、一定の要件に該当する場合に時限的な免税措置が講じられているが、令和3年3月末に免税延長措置の適用期限を迎えることとなり、当町においては農林漁業や索道事業等がその対象となっている。

経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使用している。また、鉄道運輸などあらゆる分野で活用され、基幹産業の育成や活性化に貢献してきた。

また、漁業においては、燃油価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫するため、漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は漁業者の努力の範疇を超えている。

さらに、索道事業ではスキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少などによる現状の経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなることは明白であり、新型コロナウイルス感染症で大きな打撃を与えた北海道の観光や経済に更なる影響を与えることも危惧される。

当町におけるスキー場では、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の維持経営に軽油引取税の課税免除は不可欠なものとなっている。

よって、国においては農林水産事業者、索道事業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

《提出先》

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣